

防府市消防本部情報処理システム管理運用要綱

平成 15 年 3 月 14 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、防府市電子計算組織の運営に関する規程、防府市情報端末等管理取扱要綱及び防府市行政情報システム管理運営要綱に定めるもののほか、情報処理システムの確立を図るとともに、データ等を適正に管理し、情報処理装置等を効率的に運用するため、措置すべき必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報処理装置とは、山口県央消防指令センターの各装置のうち、防府市消防本部で情報を取り扱う装置、O A サーバ、O A 端末、情報端末機をいう。
- (2) 防府市消防本部で情報を取り扱う装置とは、受令装置、指令装置、通信装置及び表示盤等の装置をいう。
- (3) 通信装置とは、電話回線、無線回線、インターネット回線、衛星回線を使用する装置をいう。
- (4) O A サーバとは、各種データを集中的に管理し、入力、制御、記憶及び出力する機能を有する一連の装置をいう。
- (5) O A 端末とは、消防本部、消防署、出張所に設置されているデータ処理端末装置をいう。
- (6) 情報処理システムとは、情報処理装置を利用し、定められた一連の処理手順に従って業務処理を行う体系（以下「システム」という。）をいう。
- (7) データとは、システムに係る入出力帳票又は記憶装置等に記録されている情報（画像、映像及び音声を含む。）をいう。
- (8) 記憶装置等とは、情報処理装置、O A 端末及び情報端末機に内蔵又は外付けされる H D D、S S D、各種メモリ類及び D V D、C D 等をいう。
- (9) 情報端末機とは、ウェアラブルカメラ、携帯電話やタブレット等の端末機をいう。

(10) 情報ファイルとは、記憶装置等に記録されている、各種データ又はプログラムの集まりをいう。

(11) 情報とは、システムを通して伝達されるものの総称をいう。

(12) 業務主管課とは、システムによりデータ処理している業務を主管する課をいう。

(統括管理者)

第3条 消防本部にシステム統括管理者（以下「統括管理者」という。）及びシステム副統括管理者（以下「副統括管理者」という。）を置く。

2 統括管理者は消防長を、副統括管理者は次長をもって充てる。

3 統括管理者の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報処理装置の統括的な運用管理に関すること。

(2) システムの総合的な運用管理及びこれに係る総合調整に関すること。

(3) システムの開発及びこれに係る総合調整に関すること。

(4) データの統括的な管理に関すること。

4 副統括管理者は、統括管理者を補佐し、統括管理者が不在の場合は、その職務を行うものとする。

(管理者)

第4条 統括管理者の下に、システム管理者（以下「管理者」という。）及びシステム副管理者（以下「副管理者」という。）を置く。

2 管理者は、所属長をもって充て、副管理者は、課長補佐及び署長補佐をもって充てる。

3 管理者の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報処理装置の運用管理に関する事項

(2) システムの運用管理及びこれに係る指導に関する事項

(3) データの管理に関する事項

(4) その他、統括管理者が指示する事項

4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者が不在の場合は、その職務を行うものとする。

(開発委員会)

第5条 統括管理者は、総合的なシステムの開発が必要と認める場合は、シス

テム開発委員会（以下「開発委員会」という。）を設置し、開発計画を策定するものとする。

- 2 開発委員会は、副統括管理者を責任者とし、管理者、副管理者及び統括管理者が指名する職員で構成するものとする。

（システムの変更）

第6条 前条の規定は、統括管理者がシステム変更及び出力帳票等の変更が必要と認める場合に準用する。

（機器及びデータの管理）

第7条 システムに係る機器及びデータの管理は、管理者が行うものとし、その管理状況を広域通信管理課長（以下「通信課長」という。）が把握するものとする。

- 2 管理者は、情報処理装置に係る機器に不具合、破損、忘失を認めたときは、防府市消防通信運用要綱に基づき適切に処理しなければならない。
- 3 管理者は、OA端末、情報端末機及び記憶装置等（以下、「端末機」という。）の使用の範囲及び管理の方法について、あらかじめ統括管理者と協議しなければならない。
- 4 管理者は、端末機等によって処理される情報が、他に漏れることの無いよう十分に管理しなければならない。
- 5 管理者は、情報の漏えいを確認したときは、速やかに統括管理者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

（暗証番号等）

第8条 通信課長は、1年に1回以上、システム等の暗証番号等の見直しを行うものとする。

- 2 消防総務課長は、職員に対し総務業務に係る権限を付与することができる。
- 3 通信課長は、職員に対し総務業務を除いた業務に係る権限を付与することができる。

（秘密の保持）

第9条 システムの変更、開発及び運用にあたる者は、職務上知り得た情報について、特に慎重に取り扱うとともに、みだりに他に漏らしてはならない。

（指導）

第 10 条 管理者は、情報処理装置の機能の習熟及び効率的な運用を図るため適宜所属職員の指導を行わなければならない。

(協議)

第 11 条 業務主管課の長は、主管業務について、システムに支障を及ぼすおそれがあるときは、通信課長と協議しなければならない。

2 通信課長は、前項の協議を受けたときは、システムの運用について必要な措置を講じなければならない。

(障害時等の措置)

第 12 条 管理者は、情報処理装置に障害、事故が発生したときは、速やかに統括管理者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 統括管理者は、前項の場合において、システムに重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第 13 条 本要綱で取り扱う個人情報の保護については、防府市消防長が保有する個人情報の取扱いに関する管理要綱を準用するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、通信課長が管理者と協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。